

基本目標 : 男女の人権が尊重される土壌づくり

重点課題 1 : 生涯を通じた男女の性と健康をまもる

施策の方向と取組 (1) 性の尊重についての意識の浸透

男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康に関する自己管理の重要性についての認識を高めるため、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。 県民文化生活部・健康福祉部・関係部局

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に性教育の充実を図り、教職員に対する研修等を行います。 教育委員会・関係部局

生涯学習においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等に応じた性に関する学習内容をとりあげ、学校・家庭・地域の連携による学習機会の拡充と情報の提供などを行います。 健康福祉部・教育委員会・関係部局

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
青少年向け啓発(再掲) 男女が互いの性を尊重し、こころとからだを大切にする気持ちを持ち、対等なパートナーシップを築くことができるよう、副読本の作成、配布等により青少年を対象とした啓発を行う。	男女共同参画課		・小中高校生用副読本の印刷、配布、小学生用副読本の改訂	(1,633)	・小中高校生用副読本の印刷、配布 小 16,330部 中 15,550部 高 14,350部 ・中学生用副読本の改訂副読本改定編集委員会の開催 副読本イラスト依頼、版下製作 ・高校生用副読本を活用したモデル授業の実施 堅田高校2年生
県民交流エンパワーメント事業(再掲) 男女共同参画に取り組む県民、団体等との参画・交流、連携活動の場づくりや自主活動への支援を行う。	男女共同参画センター		・これなら学べる!さんかく出前講座の実施 ・推進員研修会 ・しがWO・MANネット会議開催 ・「G-NETしがフェスタ」開催 ・しがWO・MANネット講座の開催	(708)	・これなら学べる出前講座 26回1,673人 ・しがWO・MANネット会議開催 2回 83人 ・「G-NETしがフェスタ」開催 11月15日 延べ4,267人 ・しがWO・MANネット講座の開催 12講座 263人
施策の方向と取組(1)の合計				- (2,341)	

施策の方向と取組 (2) 性と生殖に関する健康支援の充実

思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期等を通じて、男女が性と生殖に関する健康な生活を営むことができるよう、女性外来を含む男女の性差に応じた的確な医療供給体制を推進し、性と健康に関する相談や健康づくりの支援を行います。 健康福祉部・関係部局

産婦人科医療ならびに周産期医療体制の再構築を行い、女性が安心して妊娠し出産期を過ごせるよう、母性保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を推進します。 健康福祉部

母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携しながら普及啓発を行います。 健康福祉部・関係部局

男女が共に生涯にわたって健康に過ごせるよう、総合的な保健医療対策と健康対策を推進します。 健康福祉部・関係部局

エイズ・HIV感染や性感染症に関する正しい知識の普及啓発などを行います。また、薬物乱用防止のため積極的な広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。 健康福祉部・教育委員会・警察本部

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
不妊専門相談センター事業 不妊相談センターを設置し、不妊に関する悩みを持つ者が気軽に相談できる体制を整備する。	健康推進課		・不妊専門相談センター 不妊専門相談事業 不妊相談関係者研修 ・不妊専門相談検討会 ・広報	4,603	電話相談：364件 面接相談：31件 メール相談：86件 不妊専門相談検討会の開催(1回)
女性のがん緊急対策事業 乳がんおよび子宮がんに関する知識の普及により、検診受診者の増加を図る。	健康推進課		(H20実施廃止)		(H20実施廃止)
乳児死亡率改善緊急対策事業 生まれる前・生まれる時・生まれてからの危険から子どもを守り、乳児死亡率の改善を図る。	健康推進課		・妊婦支援啓発事業 ・緊急搬送コーディネーター事業 ・地域周産期母子医療センター運営費補助	47,817	妊婦支援啓発事業 ・マタニティ-ルガー- 15,000個作成、市町配布 ・妊婦健診受診リフレット 15,000部作成、市町配布 ・緊急搬送コーディネーター設置 ・地域周産期母子医療センター運営助成9床補助
母子保健対策推進事業 妊娠、出産、育児に対して適切な指導と援助を行うため、健康相談・健康教育、調査、課題検討等を行う。	健康推進課		・滋賀県健やか親子推進事業 ・母子保健情報管理事業 ・児童虐待母子保健指導事業 ・思春期保健対策事業 ・新生児聴覚検査推進事業 ・発達障害児支援対策事業	4,433	・子育て・女性健康支援事業 電話相談 2,398件 健康教育 ・子どもの事故予防推進事業 研修会 1回実施
周産期保健医療対策 乳児死亡率、周産期死亡率等の減少を目指し新生児および周産期の妊産婦に対する保健・医療の確保と充実を図る。	健康推進課		・総合周産期母子医療センター運営費補助 ・周産期医療協議会 ・周産期保健医療連絡調整会議 ・周産期医療ネットワーク事業 ・未熟児訪問指導	199,376	・周産期死亡率 H20年 5.3 (H21数値は9月以降確定) ・総合周産期母子医療センターの運営助成 NICU 延べ 9,954人 MFICU 延べ 2,139人 ドクター-カ-出動 110回 ・周産期医療協議会 4回開催
小児慢性疾患児等支援事業 市町が行う乳幼児健康診査や発達相談指導事業を支援するために複雑困難事例等に対し、医師、保健師、発達相談員等による相談事業を行う。	健康推進課		・ケースカンファレンス ・地域相談会・交流会の開催 ・日常生活用具給付 ・療育発達相談指導	2,680	地域相談会・交流会 9回 日常生活用具給付 2件
先天性代謝異常等検査事業 新生児に対し、マス-スクリー-ング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって障害の発現を防止する。	健康推進課		マス-スクリー-ング検査業務および精度管理業務	31,487	検査件数 14,231件 (精密検査結果未確定)
母子医療給付事業 身体に障害を有する児に対して必要な医療の給付を行うことにより患児家庭の福祉の向上を図るとともに、未熟児に対する養育医療の給付や妊産婦に対する療養看護費の支給により、母子保健水準の向上を図る。 また、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)にかかる費用の一部を助成する。	健康推進課		・身体障害児に対する育成医療の給付 ・未熟児に対する養育医療の給付 ・妊娠中毒症等に罹患している妊産婦に対する療養看護費の支給 ・特定不妊治療費助成事業	212,057	・育成医療 支給美人員 538人 ・養育医療 支給美人員 219人 ・特定不妊治療費助成 助成件数 849件
乳幼児医療対策事業 乳幼児にかかる医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	健康推進課		市町が行う乳幼児福祉医療費助成事業に対して補助する。	846,029	1,221,510件

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
親子でいい歯コンクール 三歳児歯科健診を受けた親子を対象に口腔診査等を実施し、優秀な親子を選出する。	健康推進課		県内7圏域からの代表者から、優秀な1組を選出し表彰する。	203	各健康福祉センターおよび大津市の各代表者7組から、優秀な1組を選出し表彰した。
小児慢性特定疾患治療研究事業 小児の慢性特定疾患は、治療が長期間にわたり児童の健全な育成に大きな支障となるため、この疾病についての治療研究事業を行い、その治療の確立、普及および患者の家族の医療費の負担軽減を図り、もって児童の福祉向上を図る。	健康推進課		小児慢性特定疾患児にかかる医療費の公費負担	286,464	給付実人員 1,244人
特定疾患治療研究事業 原因が不明であって、治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、特定疾患については、治療がきわめて困難であり、かつその医療費も高額であるので、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	健康推進課		特定疾患にかかる医療費の公費負担	1,412,392	給付実人員 7,365人
栄養士指導事業 地域の問題点の認識、健康への関心を高めるとともに健康づくりへの実践普及を図るため、バランスのとれた食生活と、自分に適した食事量の実践を呼びかけることにより県民の健康づくりの実践を図る。	健康推進課		管理栄養士・栄養士の育成指導	1,330	研修会、事業検討会の実施 523人参加
生涯歯科保健対策事業 滋賀県歯科保健将来構想-歯つらつしが21-に基づいて、生涯にわたる歯科保健医療対策を推進する。	健康推進課		<ul style="list-style-type: none"> 生涯歯科保健推進協議会 地域歯科保健調整会議 地域歯科保健推進研修 フッ素で歯つらつ推進事業 歯科領域からの連携推進事業 新歯科保健将来構想検討事業 	3,426	<ul style="list-style-type: none"> 生涯歯科保健推進協議会の開催(2回) 地域歯科保健調整会議 地域歯科保健推進研修の実施 フッ素で歯つらつ推進事業(1市)
給食施設指導事業 健康増進法に基づき、県民の食生活改善の促進を図ることを目的として、特定給食施設等に対して個別あるいは集団指導等を行う。	健康推進課		給食施設指導(集団指導、巡回指導)	308	特定および多数給食施設に対する指導の実施(集団・巡回)
難病対策推進事業 保健、福祉、医療の連携により、難病患者および家族に対し、医療および日常生活に係る相談、指導、助言を行い、疾病等に対する不安の解消を図るとともに、患者の家族の交流の場を設けることで、仲間づくりの促進を図る。	健康推進課		<ul style="list-style-type: none"> 医療相談会、交流会、リハビリ教室等の開催 難病相談・支援センターの設置運営 重症難病患者入院施設確保事業 	13,094	<ul style="list-style-type: none"> 保健所における医療相談会等の開催 回数 61回 延べ 821人参加 難病相談・支援センター利用件数 3,582件
結核患者管理指導事業 結核患者発生時においては、感染の有無等定期的健康診断を実施する。	健康推進課		法に基づく健康診断の実施	11,346	定期外健康診断 延べ 960件
感染症発生動向調査事業 発生動向調査事業の実施により、感染症の流行の状況を早期かつ適切に把握し、早期発見、早期治療に資するとともに、感染症の拡散防止、集団生活の停止、衛生教育徹底等適切な予防措置を講ずる。	健康推進課		感染症の流行状況を把握し、適切な予防措置を講じる。	15,425	定点医療機関(小児科31、内科7、眼科8、性感染症9、基幹定点7、疑似症定点13)より情報を収集し、週報および月報で関係機関へ還元した。
運動習慣定着化支援事業 生活習慣病を予防し、県民の健康寿命の延伸を図るため、運動を日常生活のなかで習慣化し定着できるよう環境整備を行う。	健康推進課		<ul style="list-style-type: none"> 健康運動指導に関する技術支援 健康運動実践啓発事業 運動習慣定着化支援事業 運動指導者への管理と運営 	3,150	<ul style="list-style-type: none"> 運動プログラム作成支援 9カ所 健康教育・研修 38カ所

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
喫煙対策事業 喫煙による健康影響を低下させるため「健康しがたばこ対策指針」に基づき知識の普及を図るとともに「非喫煙者の保護(分煙)対策」「未成年者の喫煙防止(防煙)対策」「禁煙の支援」を推進する。	健康推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙対策体制の推進 ・未成年喫煙防止(防煙)対策 ・受動喫煙防止対策 ・禁煙の支援 ・受動喫煙ゼロをめざす県民運動 	947	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県たばこ対策推進会議の開催(1回) ・未成年喫煙防止(防煙)のための健康教育の実施 ・分煙実態調査の実施(市町庁舎等) ・禁煙支援(相談) ・世界禁煙デー・禁煙週間における啓発 ・「受動喫煙ゼロ」のお店募集 184店舗
エイズ予防対策事業 正しい知識の普及、啓発により、エイズのまん延を防止するとともに、相談・検査窓口、医療体制の充実およびカウンセリング体制の整備により、患者、感染者はもとより、一般県民の不安解消を図る。	健康推進課		HIV、AIDSの正しい知識の普及、啓発および相談、検査事業により感染防止を図る。	13,240	<ul style="list-style-type: none"> ・検査相談 検査 875件 相談 3,176件 全保健所で即日検査を実施
女性の健康づくり支援事業 女性の生涯を通じた主体的な健康づくりを支援する。	健康推進課		(H21のみ実施)	0	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・検討会議 ・健康調査 ・健康手帳の配布 ・健康教育
医療機関等整備費 高齢社会が進展する中で県民に対し適正な質の高い医療を提供するため、滋賀県保健医療計画に基づく医療体制の整備を図る必要があることから、公的医療機関等の施設、設備整備等に対して助成する。	医務業務課		・施設整備費補助 1病院	12,000	・施設整備費補助 1病院
救急医療対策費 一次、二次、三次の救急医療体制における各段階での必要な整備や運営費の充実に取り組み、総合的な救急医療体制の充実整備を図る。	医務業務課		<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療支援事業費補助 7地域 ・救命救急センター運営費補助 4センター 	430,237	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療支援事業費補助 7地域 ・救急告示病院評価支援事業 10病院 ・救命救急センター運営費補助 4センター
看護職員確保等対策費 医療の高度化・専門分化に対応するため、看護職員の資質向上をはかるとともに、看護職員の養成、確保、定着、再就業促進等の対策を総合的に推進し、看護職員の充足に努める。	医務業務課		<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の資質向上 ・看護職員養成所の運営補助 6養成所 ・看護専門学校整備事業 ・総合保健専門学校整備事業 ・病院内保育所運営費補助 28病院 ・ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 ・看護職員精神保健サポート事業 ・県立看護師等養成所授業料資金貸与事業 ・看護職員修学資金貸与事業 ・ナースセンター事業による潜在看護力の活用 	497,759	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の資質向上 ・看護職員養成所の運営補助 6養成所 ・看護専門学校整備事業 ・総合保健専門学校整備事業 ・教員養成講習会開催事業 ・病院内保育所運営費の補助 28病院 ・病院内保育所施設整備費補助金 ・ワーク・ライフ・バランスの実現を目指した魅力ある病院のモデル事業委託 ・看護職員精神保健サポート事業 ・県立看護師等養成所授業料資金貸与事業 ・看護職員修学資金貸与事業 ・ナースセンター事業による潜在看護力の活用

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
薬物乱用防止対策費 覚せい剤・シンナー等の乱用は個人の心身を滅ぼすばかりでなく、各種犯罪の誘因となるなど、社会的な影響も大きい。 薬物乱用による危険性、有害性について広く一般に周知するとともに、麻薬・覚せい剤・大麻等の取扱者等への指導を徹底し、県民が一体となって立ち向かう体制を作り、薬物乱用による弊害の根絶を期する。	医務薬務課		<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止啓発活動の実施「ダム。ゼツタイ。」普及運動 シンナー等取扱者に対する立入調査 県内各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動への補助 	3,326	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止啓発活動の実施「ダム。ゼツタイ。」普及運動 シンナー等取扱者に対する立入調査 対象1,519施設 県内各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動への補助
自殺対策事業 近年社会問題となっている自殺の増加に対し、予防対策の検討、うつ病についての正しい知識の普及啓発、早期発見・早期対応、相談支援体制の充実等を行い、自殺者の減少を図る。	障害者自立支援課		<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策連絡協議会 うつ病等の相談事業 いのちの電話相談員養成事業 人材養成強化事業 普及啓発事業 当事者団体活動支援 自死遺族・家族支援事業 市町自殺対策支援事業 かかりつけ医うつ病対応力向上研修 	68,188	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策連絡協議会 2回開催 保健所、精神保健センターによる相談 多重債務者無料相談会(共催) ワンストップデイ「こころの健康相談」1日1実施 普及啓発 街頭啓発 5か所 シンポジウム1回開催 参加80名 新聞啓発6紙1日 テレビ、ラジオ広告 延255回 市町補助 14市町 団体支援 2団体 かかりつけ医うつ病対応力向上研修 1回開催 参加40名 うつ病研修会1回開催 参加81名
覚せい剤等の薬物乱用防止対策推進事業 シンナー、覚せい剤・麻薬等の薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発のため、次代を担う少年を対象にした薬物乱用防止教室等の開催に努める。(高校生、中学生を対象にした薬物乱用防止教室)	警察本部 少年課		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校、中学校における薬物濫用防止教室の実施 薬物事案の検挙 		<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校における薬物乱用防止教室の開催 84校 啓発資料の作成配布(パンフレット15,000枚) 平成21年検挙補導人員6人(前年比 -1人)
施策の方向と取組(2)の合計				4,121,317	

重点課題2：男女間のあらゆる暴力をなくす

施策の方向と取組 (1) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

職場や学校、地域等、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動を展開します。

総務部・県民文化生活部・商工観光労働部・教育委員会・関係部局

関係機関と連携しながら、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施や、被害者の相談に適切に応じるため、苦情・相談窓口の整備を進めます。

県民文化生活部・健康福祉部・商工観光労働部・関係部局

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発(再掲) 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、国の男女共同参画推進本部で決定する「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。	男女共同参画課		11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布	(-)	11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布 ・県ホームページでの啓発に合わせ、県市町の取組を掲載・資料提供
青少年向け啓発(再掲) 男女が互いの性を尊重し、こころとからだを大切にする気持ちを持ち、対等なパートナーシップを築くことができるよう、副読本の作成、配布等により青少年を対象とした啓発を行う。	男女共同参画課		・小中高校生用副読本の印刷、配布、小学生用副読本の改訂	(1,633)	・小中高校生用副読本の印刷、配布 小 16,330部 中 15,550部 高 14,350部 ・中学生用副読本の改訂副読本改定編集委員会の開催副読本イラスト依頼、版下製作 ・高校生用副読本を活用したモデル授業の実施 堅田高校2年生
相談室運営事業(再掲) 男女共同参画センターにおいて、性別による差別的取扱など男女共同参画の推進を阻害する問題や男女のこころと生き方に関わる相談全般を受け付けるとともに、DV、法律等の専門相談を実施する。	男女共同参画センター		・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) ・専門相談 法律相談 月1回 家族相談 月1回 ・相談ネットワーク会議の運営	(7,878)	・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) 相談件数 2,766件 うち面接 516件 うち電話 2,250件 ・専門相談 法律相談、DV相談 各月1回 法律相談 35件 DV相談 31件 ・相談ネットワークの運営 担当職員連絡会議 2回 相談員スキルアップ講座 4回
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための職員研修の実施	人事課		・職員研修の実施	-	・職員研修の実施
セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置 職員相談の中で、セクシュアル・ハラスメント相談を実施	人事課		・相談員による相談の実施(月1回・報酬および旅費)	343	・相談員による相談の実施(月1回)延べ相談件数9件
男女協働セミナー(再掲) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保について、一層の定着を図るため、労使をはじめ、社会一般の認識と理解を深めるため、セミナーを開催する。	労政能力開発課		・男女協働セミナーの開催 6月29日(火) コラボしが21	(142)	・男女協働セミナーの開催 6月16日(火) 明日都浜大津 参加者数52名
滋賀県労働相談所の設置 企業における労働条件、労使関係および雇用問題を中心に、労使双方からの相談に応じるにより労使関係の安定を図る。	労政能力開発課		・コラボしが21内に設置(相談員1名常駐)特別労働相談員(弁護士)1名	6,223	・草津駅前エルティくさつ内に設置(相談員1名常駐)特別労働相談員(弁護士)1名 相談件数698件
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための職員研修の実施	教育委員会教職員課		・公立学校における職場研修の実施	-	・公立学校における職場研修の実施

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置 職員相談の中で、セクシュアル・ハラスメント相談を実施	教育委員会福利課		相談員による相談の実施 (月1回)	332	相談員による相談の実施 (月1回) 延べ相談件数 8件
職場教養・研修の推進 各所属に対して意識啓発資料等の配布および意識啓発教養ビデオの貸出しを実施し、所属を単位とした認識の徹底を図る。 職員に対する研修を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識の徹底を図る。	警察本部警務課		<ul style="list-style-type: none"> セクハラに関する資料の作成と発出、教養ビデオの貸し出し 各所属セクハラ相談員を対象とした研修会の開催等を通じ、各所属に対して職場教養の重要性を認識させ、教養の強化を図る。 	-	セクハラに関する資料の作成と発出、教養ビデオの貸し出しを実施した
施策の方向と取組(1)の合計				6,898 (9,653)	

施策の方向と取組 (2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

ドメスティック・バイオレンス(夫婦・恋人間の暴力)の根絶に向けて、社会の認識と理解を高めるための広報・啓発はもとより、若年層を含めた暴力防止のための啓発を行います。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部

県民や医療関係者からの通報を円滑に進めるため、啓発および関係団体との連携を図るとともに、通報対しの確かな対応を行います。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部

被害者からの相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員の技術向上ならびに職務関係者による二次被害の防止に向けた取組を進めます。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部

関係機関が連携し、被害者の適切かつ迅速な保護を図るとともに、被害者が安心・安全に過ごせる環境づくりおよび心身の健康回復への支援を行います。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部

被害者の自立支援に向けて、関係機関が連携し、就業、住宅、福祉制度や安全確保のための施策等について、被害者に適切な情報提供を行います。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係部局

配偶者からの暴力に対しては、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」に基づき、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制のもと、積極的に取り組みます。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係部局

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月成立改正法)に基づく市町基本計画の策定を働きかけます。 健康福祉部

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、国の男女共同参画推進本部で決定する「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。	男女共同参画課		11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布	-	11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布 ・県ホームページでの啓発に合わせ、県市町の取組を掲載・資料提供
青少年向け啓発(再掲) 男女が互いの性を尊重し、こころとからだを大切にする気持ちを持ち、対等なパートナーシップを築き、いかなる暴力も許さない意識を醸成するため、副読本の作成、配布等により青少年を対象とした啓発を行う。	男女共同参画課		・小中高校生用副読本の印刷、配布、小学生用副読本の改訂	(1,633)	・小中高校生用副読本の印刷、配布 小 16,330部 中 15,550部 高 14,350部 ・中学生用副読本の改訂副読本改定編集委員会の開催副読本イラスト依頼、版下製作 ・高校生用副読本を活用したモデル授業の実施 堅田高校2年生
相談室運営事業 男女共同参画センターにおいて、性別による差別的取扱など男女共同参画の推進を阻害する問題や男女のこころと生き方に関わる相談全般を受け付けるとともに、DV、法律等の専門相談を実施する。	男女共同参画センター		・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) ・専門相談 法律相談 月1回 家族相談 月1回 ・相談ネットワーク会議の運営	7,878	・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) 相談件数 2,766件 うち面接 516件 うち電話 2,250件 ・専門相談 法律相談、DV相談 各月1回 法律相談 35件 DV相談 31件 ・相談ネットワークの運営 担当職員連絡会議 2回 相談員スキルアップ講座 4回
犯罪被害者支援事業 NPO法人おうみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者支援にかかる総合窓口を設置し、犯罪被害者への情報提供などを行う。	県民活動課		・NPO法人との協働による犯罪被害者支援アドバイザーの設置等	1,278	・NPO法人との協働による犯罪被害者支援アドバイザーの設置等

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
DV被害者総合対策推進事業 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DV防止の広報・啓発、被害者に対する相談や保護、自立への支援を図る。	子ども・青少年局		<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の推進 ・援助機関のネットワーク化 ・配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ・一時保護機能の充実 ・DV被害者の自立支援 ・基本計画の改定 	9,538	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の推進 DV防止啓発パンフレットの作成、配付 10,000部 ・配偶者暴力相談支援センターの機能強化 夜間・土日における電話相談の開設 DV法律相談の実施(月1回) 延べ相談人数 57人 DV相談員専門研修の実施 延べ190名受講
施策の方向と取組(2)の合計				18,694 (1,633)	

施策の方向と取組 (3) 性暴力・ストーカー行為等に対する取組の推進

男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう、関係機関と連携しながら、様々な機会をとらえた広報・啓発活動を推進します。

県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係係局
被害者の相談に適切に応じるため、相談窓口の充実および相談員や関係職員の資質の向上に向けた取組を進めます。

県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係係局
関係機関と連携しながら、被害者に対する保護・支援体制の整備を進めます。 県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係係局
様々な形態の暴力について、その実態を把握し、予防や再発防止の方策を総合的に検討します。

県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係係局
性暴力の根絶に向け活動している民間団体等と連携して、児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を進めます。
県民文化生活部・健康福祉部・警察本部・関係係局

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発(再掲) 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、国の男女共同参画推進本部で決定する「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。	男女共同参画課		11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布	(-)	11月12～25日の運動期間をとらえ、県内各地で様々な取組が協調して展開されるよう啓発 ・ポスター等の配布 ・県ホームページでの啓発に合わせ、県市町の取組を掲載・資料提供
青少年向け啓発(再掲) 男女が互いの性を尊重し、こころとからだを大切にす気持を持ち、対等なパートナーシップを築き、いかなる暴力も許さない意識を醸成するため、副読本の作成、配布等により青少年を対象とした啓発を行う。	男女共同参画課		・小中高校生用副読本の印刷、配布、小学生用副読本の改訂	(1,633)	・小中高校生用副読本の印刷、配布 小 16,330部 中 15,550部 高 14,350部 ・中学生用副読本の改訂副読本改定編集委員会の開催副読本イラスト依頼、版下製作 ・高校生用副読本を活用したモデル授業の実施 堅田高校2年生
相談室運営事業(再掲) 男女共同参画センターにおいて、性別による差別的取扱など男女共同参画の推進を阻害する問題や男女のこころと生き方に関わる相談全般を受け付けるとともに、DV、法律等の専門相談を実施する。	男女共同参画センター		・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) ・専門相談 法律相談 月1回 家族相談 月1回 ・相談ネットワーク会議の運営	(7,878)	・総合相談 火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木は9:00～12:00 17:00～20:30) 相談件数 2,766件 うち面接 516件 うち電話 2,250件 ・専門相談 法律相談、DV相談 各月1回 法律相談 35件 DV相談 31件 ・相談ネットワークの運営 担当職員連絡会議 2回 相談員スキルアップ講座 4回
犯罪被害者支援事業(再掲) NPO法人おのみ犯罪被害者支援センターとの協働により、犯罪被害者支援にかかる総合窓口を設置し、犯罪被害者への情報提供などを行う。	県民活動課		NPO法人との協働による犯罪被害者支援アドバイザーの設置等	(1,278)	NPO法人との協働による犯罪被害者支援アドバイザーの設置等
青少年にふさわしい環境づくりの推進(再掲) 青少年に有害な図書の排除等の地域環境浄化活動や啓発活動を推進する。	子ども・青少年局		青少年健全育成条例の運用(図書等審査部会開催、立入調査、情報収集、有害環境浄化啓発)	(1,984)	・青少年健全育成条例の運用 立入調査回数 年826回 有害図書等指定 図書 45冊 ビデオ・DVD 0本 ・非行防止環境浄化対策連絡会議の開催 ・広報啓発資料の作成、配布 5種類 58,000部

事業名・事業内容	所管課	緊急雇用事業(緊)	平成22年度		平成21年度事業実績
			事業概要	予算額(千円)	
犯罪被害者対策推進事業 犯罪被害者等の被害の回復、軽減および再発防止を図るため、被害者の視点に立った被害者の支援を行う。	警察本部 警察県民センター		<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の初診料等を公費負担 ・被害者等に対するカウンセリングを実施 ・「被害者の手引き」を作成、配布 ・司法解剖後の遺体を公費で搬送 ・被害者等相談施設借上げ制度を運用 ・一時避難場所借り上げ制度を運用 ・携帯型緊急通報装置の整備 ・犯罪被害者相談専用電話の運用(NPOおよび犯罪被害者支援センターへの委託) 	3,872	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の経済的被害軽減のため、初診料等を公費負担した。 ・性犯罪被害者等の精神的被害軽減のため、臨床心理士によるカウンセリングを実施した。 ・刑事手続等を解説した「被害者の手引き」を作成、配布した。 ・司法解剖後の遺体を公費負担で霊柩車により搬送 ・被害者等からの聴取事務に係る相談施設借上げ制度を運用した。 ・携帯型緊急通報装置を整備し、被害者等への貸出しを行った。
性風俗関連特殊営業の規制および把握事業(インターネットによるアダルトサイト等の監視および検挙活動等の実施)(再掲) ア. 規制対象となっている映像送信型性風俗特殊営業および無店舗型電話異性紹介営業(ツーショットダイヤル)の無届営業、年少者へのアダルト画像送信禁止措置および年少者のツーショットダイヤル利用禁止措置等がなされているかを確認するとともに、検挙等を行うことにより風俗環境の浄化に努める。 イ. 小中校生及びPTA関係者に対するサイバー犯罪防止、サイバー犯罪被害防止教室等、講演活動の推進。	警察本部 生活環境課・少年課		<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーパトロールの積極的な推進(インターネットによるアダルトサイトの監視) ・上記活動による検挙活動の実施(インターネットに関する児童ポルノ関係事犯の検挙を含む) ・サイバー犯罪防止教室、サイバー犯罪被害防止教室等の開催 	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般からサイバーパトロールスタッフを公募し違法有害情報対策を推進した。(認知63件・内削除41件) ・県内施設にわいせつな広告を行った出会い系サイト業者を検挙し、解散させた。 ・平成21年検挙実績 風営適正化法 5件 6名 児童買春・児童ポルノ法 20件 16人
施策の方向と取組(3)の合計				3,872 (12,773)	

